

図書館協議会による図書館運営全体に対する評価（委員長とりまとめ）

今年度の「とりまとめ」として、以下（１）～（４）を記録に留めるものとする。それぞれの内容に関する将来的な検証等のためにも、広く県民の方々と共有する必要があると考えるためである。

- （１）「県立図書館の管理・運営のありかた」に関する生涯学習推進課による意見照会について（報告）
- （２）令和３年度第１回図書館協議会議事録について（報告）
- （３）図書館協議会の適正な運営について（意見）
- （４）その他（意見）

（１）「県立図書館の管理・運営のありかた」に関する生涯学習推進課による意見照会について（報告）

令和４年３月２３日に開催された令和３年度第２回図書館協議会において、図書館協議会委員長の荻原幸子は以下の内容を報告・説明をした。

１．経緯

- ・ ２０２１年１０月５日

令和３年度第１回新潟県立図書館協議会における「４ その他」として、生涯学習推進課成人教育係 京谷亜祐子係長より、協議会当日に会場で配布された「参考資料」にもとづいた説明があった。

- ・ ２０２１年１０月２０日

「新潟県教育庁生涯学習推進課長」より「県立図書館の管理・運営のあり方について（意見照会）」の文書（令和３年１０月１９日付「教生第１５５号」）が送付された。回答期限は令和３年１１月２日。回答にあたっては、別添資料（第１回図書館協議会で配付）を参考とするようにと明記されていた。

回答様式により、委員氏名を記入したうえで、下記の１～３の項目について、「意見」と「意見の理由」を記入するように、及び、意見のない場合は「意見なし」と記入するように、ということであった。

１ 県立図書館の役割・機能について

- ・ 市町村立図書館等への支援 ・ 資料提出 [ママ] や情報提供等の直接サービス
- ・ 資料収集・保存・提供 ・ 市町村立図書館との役割分担 ・ レファレンス（調査相談）等

２ 県民への情報発信について

３ 効果的かつ効率的な図書館運営について

- ・「1」の役割・機能の効果的・効率的な発輝のための方策
- ・施設全体（図書館・生涯学習推進センター・文書館）としての窓口や広報等の一体化
- ・民間能力の更なる活用（指定管理者制度の導入、民間委託範囲の拡大）等

- ・ 2021年11月4日～11月26日

図書館協議会委員の荻原幸子と安田宏図書館長との意見照会に関するメールでのやり取りが、複数回行われた。安田宏図書館長より面談の申し出があり、荻原は「安田宏図書館長に対しては、新潟県立図書館協議会の委員、あるいは、委員長の立場」で、「生涯学習推進課の方に対しては有識者（個人）の立場」で出席するという前提のもとでこれを了承した。安田宏図書館長より交通費（旅費）について、県費による支出の申し出があり、荻原が了承した。また、荻原による「県民である図書館協議会の皆様との情報共有のため」の記録用の録音の申し出に対して、安田宏図書館長が了承した。

- ・ 2021年12月8日

13時30分より、新潟県立図書館 館長室において面談が実施された。

出席者：県立図書館：安田宏館長，小林朝幸副館長，平田ひろみ副館長

生涯学習推進課成人教育係：京谷亜祐子係長，野口副参事

新潟県立図書館協議会 委員長 荻原幸子

当日の記録に基づくと、以下の3点が明らかにされたことになる。

- ・ 生涯学習推進課による意見照会は、「図書館協議会」に対する意見照会ではなく、図書館協議会「委員」への意見照会であり、図書館法第14条に基づくものではない。図書館協議会の制度の“枠組みの外”のところで、しかるべき人に個別に意見をお聞きしたい”ということで行ったものである。
- ・ 図書館協議会「委員」が提出した意見は、「新潟県立図書館協議会委員をお務めの〇〇〇様からは、このような意見を頂いております」というように、協議会委員の個人名とともに記した意見を、生涯学習推進課における検討の材料にする。
- ・ 図書館協議会委員長の立場から荻原幸子は安田宏図書館長に対して、協議会委員が意見照会の「手続き」を納得し、及び、参考資料の内容について理解するために「協議の機会」が必要であり、図書館協議会で協議をするためには、制度に基づけば図書館長による諮問事項とする必要があると申し出たが、安田宏図書館長は、今回の意見照会に関しては、図書館協議会への「諮問事項」とはしないとのことであった。

- ・ 2022年1月14日

生涯学習推進課成人教育係京谷亜祐子係長より、荻原宛てに「12月8日面談時の後日回答事項について（新潟県）」の文書が送付された。内容は以下の通りである。

- 1 令和3年10月19日付け教生第155号「県立図書館の管理・運営のあり方について

て（意見照会）」について〔省略〕

2 図書館協議会への諮問について

直営か指定管理かという図書館の管理方法に係る事項については、図書館長から諮問し、図書館協議会から意見をいただくことにはなじまないものと考えております。

同日、荻原より下記の文章を返信

「新潟県立図書館協議会委員長の荻原幸子の意見については、全面的に「対応無し」ということで了解しました。以降、ご回答に応じて、こちらも適切に対応させていただきます。」

2. 今回の意見照会の「手続き」に関する荻原幸子（図書館協議会委員）の意見

(1)図書館協議会は、図書館法第14条にもとづき「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずる」とともに「図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる」ことを任務とする「機関」である。そして、図書館協議会委員による「協議の機会」として、「新潟県立図書館協議会運営要綱」にもとづき、館長の招集による会議が開催されるものと理解している。今般の意見照会は、館長に「諮問」されていない事項について、図書館協議会委員による「協議の機会」が設定されない状況のもとで、委員「個人」の意見を、新潟県教育庁生涯学習推進課に対して提出するという手続きであった。そして、12月8日の面談において、この意見照会は、図書館法の制度に基づかない手続きを遂行したと説明された。すなわち、今期の図書館協議会委員は、図書館法に基づく図書館協議会の委員の就任を受諾しただけであったにもかかわらず、生涯学習推進課からいつの間にか、図書館協議会の制度の枠組みを超えた、県立図書館の管理・運営に関する見直しという重大な局面の検討において「しかるべき人」と位置付けられたことになる。図書館法の制度に基づかない手続きが図書館協議会委員に適用される際には、その明確な理由や必然性が提示される必要があったと考える。

(2)図書館協議会委員には、この意見照会についての「協議の機会」が必要であったと考える。法律上の制度にもとづけば、図書館協議会委員による「協議の機会」が設定されるためには（すなわち、会議での「議事」とするためには）、図書館長による「諮問」が妥当であり、荻原は図書館協議会委員として館長宛でのメールにおいて「10月5日の第1回図書館協議会で「諮問事項」とするべきであった。委員の合意のもとであれば、意見の提出の仕方については今回のような手続きでも構わない、なぜ諮問事項にしなかったのか」と伝え、図書館協議会委員長としては12月8日の面談において「諮問事項とする考えはないのか」と尋ねたが、安田宏館長は「諮問事項としない」ということであった。図書館協議会委員・委員長として「協議の機会が必要であった」と考える最大の理由は、生涯学習推進課から配布された「別添資料」に対して、疑問点が少なくないことによる。例えば、以下の点である。

①「資料2 県立図書館の現状と課題」には、課題（解決しなければならない問題。果たす

べき仕事。「デジタル大辞泉」より）の一つに「若手職員へのレファレンススキルの継承や全体のレベルアップが必要」と明記されている。「レファレンススキル」の継承やレベルアップという重大な課題は、ただちに（今年度からでも）取り組む必要があると考えるが、「新潟県立図書館運営基本指針（令和3年度～令和5年度）」、あるいは、「運営基本指針を踏まえた令和3年度の主な取組事項」のいずれにおいても明記されていないのはなぜなのかが分からない。

②「資料2 県立図書館の現状と課題」には、課題の一つに「4 ICT化への対応 来館せず利用できるコンテンツの充実が必要」とされているが、令和3年度第1回新潟県立図書館協議会において、富岡企画協力課長から「「非来館型サービスのPR・充実」については、越後佐渡デジタルライブラリーのPRと充実を図っていききたいと思います。電子書籍については情報収集を引き続き行っていますが、現時点では導入を予定していません。」「音楽ライブラリーのスマホ・タブレット利用の検討」ですが、[中略] 予算全体が縮小されているため、次年度以降も音楽ライブラリーを継続していくかどうかは、慎重に見極めていききたいと思います。」と説明されている。そうであれば、（現行の越後佐渡デジタルライブラリー以外に）どのようなコンテンツの充実を「課題」として想定しているのかが分からない。

③「資料4 他県の動向」において、県立長野図書館と鳥取県立図書館だけが直営の県立図書館として取り上げられているのはなぜなのか。意見提出後の12月8日の面談の際に尋ねたところ、「資料費」を選定理由としたことが生涯学習推進課の京谷亜祐子係長より示された。ただし、資料費を着眼点とすることに、どのような意義があるのか分からない。また、そもそも新潟県立図書館の管理・運営のあり方に関する意見をまとめる際に、人口規模、地理的状況、財政状況等が全く異なる他県の図書館の動向が、なぜ参考になるのかが分からない。

④回答様式において「意見」と「意見の理由」が求められた項目の一つに「2 県民への情報発信について」があるが、「別添資料」のどこにも参考とするべき情報が記されていない。「資料2 県立図書館の現状と課題」にも「課題」とはされていない。この項目については、何を手がかり（参考）にして意見を述べればよいのか分からない。

⑤回答様式の「1. 県立図書館の役割・機能について」において「資料提出や情報提供等の直接サービス」と記載されている。「資料提供」という用語は、図書館にとっては極めて基本的、かつ、重要な用語であることは周知の事実である。この用語の「誤字」については、意見照会者の見識が問われるのではないか。（さらに、県内図書館の固有名称についても誤字があったことを付記する。）

少なくとも、図書館協議会委員としての荻原幸子の限りでは、上記についての疑問と疑念が解消されないまま、かつ、手続きに関して納得できない状態のもとに、「意見」と「意見の理由」を記して提出せざるを得なかった。生涯学習推進課による「県立図書館の管理・運営のあり方について」の検討においては、図書館協議会委員として、できる限りの協力

をしたいと考えているが、今般の意見照会に関しては、(1)図書館法の制度に基づかない手続きであることについての、明確な理由や必然性が提示されていない (2)図書館協議会委員に提供された参考資料の内容が適切であったとは判断できない、という2点において至って残念である。

最後に、新潟県立図書館の管理・運営のあり方の見直しについての検討において、「図書館協議会の意見が新潟県教育庁生涯学習推進課に提出された」というような、新潟県民の方々の「誤解」を招くことは回避しなければならないと考える。新潟県教育庁生涯学習推進課に提出されたのは、「図書館協議会委員」の「個人の」意見であること、及び、意見を提出する際に、図書館協議会における「協議の場」は設定されなかったことを、公式な場において記録に残しておく必要があると考える。

(2) 令和3年度第1回図書館協議会議事録について(報告)

令和4年3月23日に開催された令和3年度第2回図書館協議会において、図書館協議会委員長の荻原幸子は以下の内容を報告・説明をした。

1. 経緯

・ 2021年11月20日

新潟県立図書館より、令和3年度第1回新潟県立図書館協議会議事録についての校正依頼があった。荻原幸子(図書館協議会委員)からの、例年通りの議事録ではない点に関する問い合わせに対して、小林朝幸副館長より「図書館協議会委員長 荻原幸子」宛てに下記の返信があった。

2021年11月24日付

「今年度より、本県の他の審議会の例にならい、事務局からの説明については、省略した形で記載することとし、委員の皆様のご発言については、趣旨を損なわないよう留意しながら、あいさつ等の形式的な部分や繰り返しなどを省き、要旨に絞った記述としております。「4 その他」の部分についても、「生涯学習推進課から説明」との表現にしてあります。別添で、修正前のテープ起こしの文章をお送りしますのでご参考になさってください。」本返信とともに、修正前のテープ起こしの文書ファイルが送付された。

2021年11月25日付

「従来の議事録は、形式的なあいさつや前置き、繰り返しなど、発言趣旨に直接関係のない部分もそのまま記載し、冗長な部分が多く読みづらい議事録となっていたと考えております。そのため、文脈に沿って、発言趣旨に極力影響のないように言い換え(よって「公開性が低下する」とは考えておりません)、議論の推移に関わりのない部分を省略することで、読みやすく、結果としてより伝わりやすい議事録とすることを目指したものです。(読

みにくいことが読み手にとってのバリアになることもあり、逆に伝わりやすいことで図書館に対する理解が深まりやすくなるのではないかと考えております）特に、事務局の説明は、資料に沿ったものであり、前回から、議事録と合わせて配布資料も公開することとしたことから、重複を避けるために省略することしました。

本県の他の審議会には、口頭での発言どおりに逐一記載した議事録もありますが、要旨に絞り、事務局の説明等は省略した形で記載している例があり、この方がより伝わりやすい議事録となるのではないかと考え、これらを参考に本協議会の議事録を作成いたしました。」

- 2021年12月5日

（荻原を含む）図書館協議会委員3名の連名で、安田宏図書館長宛に、「新潟県立図書館協議会の議事録について（意見）」の文書（2021年12月5日付け）を提出した。その内容（抜粋）は以下の通りである。

- （1）新潟県立図書館協議会の会議は、以下に示す通り、県民の皆様に対して極めて公開性の低い状態で開催されております。[以下省略]
- （2）新潟県立図書館は、従来の議事録が「冗長な部分が多く読みづらい議事録となっていた」と判断したとのことですが、「読みづらい」ものであるか否かは、ひとえに新潟県民の方々が判断なさることです。たとえ図書館が「図書館に対する理解が深まりやすくなるのではないかと考えている」としても、今般の図書館による変更が「県民の方の理解が深まりやすくなる」と判断できる根拠はありません。また、昨年度までと同様、今年度に至っても、新潟県民や協議会委員の方々から「読みづらい」というご意見があったということ、私どもは聞いておりません。
- （3）そもそも図書館協議会は、利用者及び住民の要望を十分反映した図書館の運営がなされるように設置された機関です。新潟県立図書館長の招集により開催された協議の場における協議会委員と図書館職員の対話（発言）について、招集側である新潟県立図書館自身が「形式的なあいさつや前置き、繰り返しなど、発言趣旨に直接関係のない部分」であるか否かを判断したり、「文脈に沿って、発言趣旨に極力影響のないように言い換え、議論の推移に関わりのない部分を省略する」という行為を、私どもは断じて許容することはできません。なぜならば、新潟県立図書館にとって都合の良い発言ばかりが議事録に記録され、都合の悪い発言は省略されるという行為の温床となり得るからです。少なくとも、新潟県民の方々の誤解や不信感を招きかねない事態は、極力回避しなければなりません。

- 2021年10月5日に開催された「令和3年度第1回図書館協議会議事録」は、2022年3月6日13時に、新潟県立図書館のWebサイトで公開された。

https://www.pref-lib.niigata.niigata.jp/?page_id=291

2. 図書館議事録に関する荻原幸子（図書館協議会委員）の意見

第2回図書館協議会では上記の経緯に関して以下の補足説明をした。

- 2021年12月5日の意見書の提出に至った背景には、11月24日付で「ご参考になさってください」として小林朝幸副館長から送付されたテープ起こしの文書ファイルと、11月20日付の校正依頼において添付された議事録とを照合すると、荻原幸子の発言が事務局によって大幅に削除されていることが分かったことがある。したがって、問題は議事録の体裁というよりも、会議の招集者である図書館長のもとにある事務局が、協議会委員の「発言を削除」したり、「発言を言い換えている」ということであり、そうしたことは「あってはならない」と考えた。
- 第2回以降の議事録について、録音した音源を文字起こした文書ファイルが「そのままの状態」で校正用に委員に送付され、各委員も事務局も、それぞれの発言について責任をもって校正した内容が「そのまま」議事録として公開されることについて、図書館長及び事務局が同意していると理解している。
- 加えて、上記のようなプロセスであれば、事務局が委員の発言の趣旨を考えてどのように言い換えるかを考えたり、冗長かどうかを判断したりする必要はなく、迅速な議事録の公開されることが期待される。2021年10月5日に開催された第1回図書館協議会の議事録が、2022年3月6日に公開されるという事態は、あまりにも遅すぎると判断するためである。

（3）図書館協議会の適正な運営について（意見）

今年度の図書館協議会の運営に関して、以下の3点について適切ではなかったと判断する。

- 上記の通り、第1回図書館協議会の議事録は公開に至るまで5か月もの歳月を要した。この事態は、県民への図書館協議会に関する公開性という観点から問題であり、迅速に公開するように改善するべきである。
- 第2回図書館協議会は、傍聴者に対して資料が配布されない状態で開始され、傍聴者は、議事に入る前の図書館協議会委員長の報告、及び、「議事1」についての、いずれも資料にもとづく説明を、資料がないまま聞かざるを得ない状況であった。安田宏図書館長によれば、「従前の例により、お配りしてなかった」とのことである。すなわち、今年度第2回の図書館協議会の限りではなかったことになる。管見の限りでも他の自治体で、傍聴者に資料が配布されないということはない。傍聴者への資料配布について、改善を要する。
- 「新潟県立図書館協議会運営要綱」第7条には、「協議会の開催場所、日時及び附議すべき案件は、館長が開催10日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、この限りでない。」とされている。2022年3月23日に開催された第2回図書館協議会について、すでに10日前を過ぎた3月15日付で事務局に問い合わせた

ところ、同日午後に「教図第 223 号」の文書が手元に届くという事態であった。協議会委員の図書館長に対する信頼確保のためにも、要綱の順守は不可欠である。

(4) その他（意見）

以下について要望する。

- 現行の「新潟県立図書館運営基本指針（令和 3 年度～5 年度）」は、コロナ禍以前に策定したものである。その後のコロナ禍での経験を踏まえて、「思い切って一步踏み出すような」新規の取組みの検討と実施が求められる。
- 今年度第 2 回図書館協議会では、「新潟県立図書館 利用者アンケート集計結果」及び「市町村立図書館等への意見照会結果」が、「一義的主体」として調査を実施した生涯学習推進課より報告された。それぞれの内容に関しては、利用者の生きた声を聴取することにより、県立図書館が果たすべき役割がより一層明確になったと考える。求められる図書館像を目指して図書館運営に努めていただきたい。
- 「新潟県総合計画」（平成 31 年 3 月）では「Ⅲ 県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」において、「県立図書館における貸出冊数の順調な増加や、学習機会の提供、地域の教育力を活かした学校支援活動などで一定の成果が見られるものの、県全体の学習講座の受講者数は伸び悩んでいる。」と記されている。県立図書館が県民の学習拠点となっていることを評価するとともに、より発展させるための仕組みを考える必要がある。
- 図書館協議会による評価の意義は、図書館が「良かれ」と思っている運営計画が、図書館にとって「都合の良い」計画ではないことを多くの人目で確認することにあると考える。新潟県全地域・全県民の図書館としての役割を果たしていくことを期待する。